

Vol.  
27

# Cleanpedia

## クリーンペディア



労働安全衛生法改正に関する  
テーマ第2弾だよ～

リスクアセスメントに大切なSDSは  
常に最新版をチェックしよう～



### 働く人を労働災害から守る！ SDSの内容を正しく理解できていますか？

労働安全衛生法が改正され、洗浄剤など化学物質を使用する事業者において使用している製品のリスクを低減する対策の実施や皮膚や眼の障害防止のため保護具の着用が義務化されました。対応を進めるはじめのステップとして、SDSを正しく理解することが重要となります。



SDSの要点をしっかり理解して、対応を進めていこう！！



こんな  
危険がある  
なんて…

### SDSとは？？

安全データシートのことです。販売元から使用する事業者に提供する製品に関する資料。製品名や含有成分などの情報のほかに、製品の危険性有害性に関する情報、緊急時の対応などが記載されています。化学物質の危険有害性を周知し、労働災害を未然に防止することを目的としています。

### SDSに記載されている情報は？？

1. 化学品及び会社情報

2. 危険有害性の要約

3. 組成及び成分情報

4. 応急措置

5. 火災時の措置

6. 露出時の措置

7. 取扱い及び保管上の注意

8. ばく露防止及び保護措置

9. 物理的及び化学的性質

10. 安定性及び反応性

11. 有害性情報

12. 環境影響情報

13. 廃棄上の注意

14. 輸送上の注意

15. 適用法令

16. その他の情報

赤枠の部分には危険有害性に関する情報のほか、リスクを低減する対策の実施、保護具の着用に関わる情報が記載されています。

### 化学品のリスクアセスメントとは？

化学物質やその製品がもつ危険性や有害性を確認し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクを低減する措置を検討すること。

「リスクアセスメント対象物」の化学物質はリスク低減措置の実施が義務化されています。

リスクアセスメントやリスク低減措置はどのように実施すればいいのだろう…





Recommend

2024年リニューアル

- ✓ 中性洗剤
- ✓ 前洗い用洗剤・浸漬剤

たっぷり洗える「高洗浄タイプ」

Captain  
コンクエース  
中性洗剤

手肌にやさしい「植物系マイルドタイプ」

Captain  
マイルドコンク  
中性洗剤

前洗いに最適「W酵素配合タイプ」

Captain  
プレウォッシュ  
前洗い用  
洗剤・浸漬剤

詳細はこちらから  
ぜひご覧ください



製品紹介動画



※製品についての詳細は  
営業員までお尋ね下さい。

## リスク低減措置を実施するまでの手順とは？

使用している製品のSDSを確認する

第15項「適用法令」でリスクアセスメント対象物※1を確認



リスクアセスメント (RA)を実施する

第3項「組成及び成分情報」で該当成分を確認しRAツールなどで物質の危険性を調査

リスクを低減する措置を実施する

RAの結果、重大な危険性があると判断した場合、リスクを低減する措置を行う

※1 労働安全衛生法におけるSDSの交付(通知対象物)、  
ラベル表示(表示対象物)を行う対象となっている化学物質のこと。



## SDS

### 15. 適用法令

消防法 : 該当しない  
 毒物及び劇物取締法 : 医薬用外劇物(水酸化ナトリウム)  
 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)  
 労働安全衛生法 : 該当しない  
 労働安全衛生法 : 施行令通知対象物(水酸化ナトリウム)  
 労働安全衛生法 : 施行令表示対象物(水酸化ナトリウム)  
 規則皮膚等障害化学物質 皮膚刺激性有害物質

第15項「適用法令」  
に左記の記載がある  
場合、RA対象物だよ



### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区分 混合物  
 化学名又は一般名 水酸化ナトリウムを含有する水溶液

対象成分の情報  
を確認しよう

成分	含有量(%)	CAS番号
水酸化ナトリウム	10	1310-73-2

## 保護具の使用義務がある化学物質の確認は？

皮膚や眼に障害を与えるおそれがある化学物質を製造、取り扱う業務を行う場合、保護具を使用させることが義務化されました。お使いの洗剤が対象かどうかはSDSの第2項又は第15項で確認できます。

## SDS

### 2. 危険有害性の要約

健康に対する有害性

急性毒性(吸入:ミスト) : 区分2  
 皮膚腐食性/刺激性 : 区分1  
 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 区分1  
 呼吸器感作性 : 区分1  
 皮膚感作性 : 区分1

4つの項目いずれかで  
「区分1」に該当する  
ものがあれば保護具使用  
の義務となるよ

### 15. 適用法令

化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)  
 労働安全衛生法 : 該当しない  
 労働安全衛生法 : 規則皮膚等障害化学物質 皮膚刺激性有害物質

この記載があれば保護  
具使用の義務となるよ。

保護具については、SDSの第8項「ばく露防止及び保護措置」を参考にしてね。

出典・参考:労働安全衛生総合研究所「ケミサポ」

# ADEKA クリーンエイド株式会社

本社 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-5-12 NMF駿河台ビル ☎03(3816)1275  
 札幌営業所 〒060-0061 札幌市中央区南1条西10-4-143 第二タイムビル ☎011(222)2104  
 仙台営業所 〒980-0811 仙台市青葉区一番町3-3-5 仙台青葉通ビル ☎022(223)1815  
 名古屋営業所 〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-20-12 ヨンゴビル ☎052(582)3855  
 大阪営業所 〒550-0004 大阪市西区靱本町1-20-13 なにわ筋ビル ☎06(6225)2220  
 福岡営業所 〒812-0041 福岡市博多区吉塚4-11-15 サンビューK・Yビル ☎092(627)4800

ADEKAクリーンエイドのホームページ <https://www.acajp.com>

●商品の仕様は、予告なく変更される事がありますのでご了承下さい。